

## 新旧対照表

## ○障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

新	旧
<p>(雇用契約の締結)</p> <p>第77条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、就労継続支援A型事業者(就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。<u>第79条第3項及び第5項において同じ。</u>)は、利用者が省令第6条の10第2号に規定する者である場合には、当該利用者に対し、雇用契約を締結せずに就労継続支援A型を提供することができる。</p> <p>(就労)</p> <p>第78条 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとする。</u></p> <p>(賃金及び工賃)</p> <p>第79条 (略)</p> <p>2 <u>就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、<u>第3項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。</u></p> <p>第83条 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第83条の2 <u>就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</u></p> <p>(1) <u>事業の目的及び運営の方針</u></p>	<p>(雇用契約の締結)</p> <p>第77条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、就労継続支援A型事業者(就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。)は、利用者が省令第6条の10第2号に規定する者である場合には、当該利用者に対し、雇用契約を締結せずに就労継続支援A型を提供することができる。</p> <p>(就労)</p> <p>第78条 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(賃金及び工賃)</p> <p>第79条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、<u>第2項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。</u></p> <p>第83条 (略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>(2) <u>職員の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p>(3) <u>営業日及び営業時間</u></p> <p>(4) <u>利用定員</u></p> <p>(5) <u>就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</u></p> <p>(6) <u>就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）</u>、賃金及び第79条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間</p> <p>(7) <u>通常の事業の実施地域</u></p> <p>(8) <u>サービスの利用に当たっての留意事項</u></p> <p>(9) <u>緊急時等における対応方法</u></p> <p>(10) <u>非常災害対策</u></p> <p>(11) <u>事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類</u></p> <p>(12) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(13) <u>その他運営に関する重要事項</u></p> <p>(準用)</p> <p>第84条 第10条から第16条まで、第21条、第23条から第25条まで、第27条から第32条まで、第37条、第40条、第44条から第46条まで、第48条、第49条及び第53条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「次条第1項」とあるのは「第84条において読み替えて準用する次条第1項」と、第14条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第32条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第15条中「前条」とあるのは「第84条において読み替えて準用する前条」と、第32条第2項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第84条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第84条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「前条第2項」とあるのは「第84条において準用する前条第2項」と読み替えるものとする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第84条 第10条から第16条まで、第21条、第23条から第25条まで、第27条から第32条まで、第37条、第40条、第44条から第49条まで及び第53条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「次条第1項」とあるのは「第84条において読み替えて準用する次条第1項」と、第14条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第32条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第15条中「前条」とあるのは「第84条において読み替えて準用する前条」と、第32条第2項第2号中「第27条第2項」とあるのは「第84条において準用する第27条第2項」と、同項第3号中「第29条第2項」とあるのは「第84条において準用する第29条第2項」と、同項第4号中「前条第2項」とあるのは「第84条において準用する前条第2項」と読み替えるものとする。</p>